７長与裁決第１号
令和８年２月１９日

裁　決　書

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
審査請求人　　＊　＊　＊　＊

実施機関　　長　与　町　長

審査請求人　＊＊＊＊　（以下「審査請求人」という。）が、令和６年１１月１７日付けで提起（同月２４日付けで補正）した、長与町長（以下「実施機関」という。）による公文書の一部開示決定処分（令和６年１１月１日付け６長与秘第６１９号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件処分を取り消す。

事案の概要

１　令和６年１０月１８日付け、審査請求人は、実施機関に対し、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
２　令和６年１０月２３日、実施機関は、本件開示請求を受理し、処分決定期間の満了日を同年１１月７日と定めた。
３　令和６年１１月１日、実施機関は、本件処分を決定し、同日、公文書開示決定通知書（令和６年１１月１日付け６長与秘第６１９号。以下「本件処分通知」という。）により、審査請求人に対し通知した。
４　令和６年１１月１７日付け、審査請求人は、審査庁に対し、審査請求書を送付した。

５　令和６年１１月１８日、審査庁は、審査請求書を受け付けた。
６　令和６年１１月２１日、審査庁は、「審査請求書の補正について」（令和６年１１月２１日付け６長与総第９６７号）により、審査請求人に対し、審査請求書の補正を命じた。
７　令和６年１１月２４日付け、審査請求人は、審査庁に対し、前記補正命令に係る補正書を送付した。
８　令和６年１１月２７日、審査庁は、前記補正書を受け付け、本件審査請求を受理した。
９　令和６年１２月１０日、実施機関は、弁明書（令和６年１２月１０日付け６長与秘第７５３号）を作成した。
10　令和６年１２月１１日、審査庁は、「弁明書の送付及び反論書等の提出等について」（令和６年１２月１１日付け事務連絡）により、審査請求人に対し、弁明書の送付及び反論書の提出依頼等をし、反論書の提出期限を令和７年１月９日と定めた。
11　令和７年１月１４日、審査庁は、「反論書の提出期限の延長について」（令和７年１月１４日付け事務連絡）により、審査請求人に対し、反論書の提出期限を同年１月３１日に延長する旨通知した。
12　令和７年１月３０日、審査請求人は、架電により、健康状態の悪化により提出期限までに反論書の提出が困難なこと及び再度の提出期限の延長を要望した。
13　同日、審査庁は、「反論書の提出期限の再延長について」（令和７年１月３０日付け事務連絡）により、反論書の提出期限を再延長する旨及び再延長後の提出期限を令和７年２月１４日と定めた旨通知した。
14　令和７年２月６日付け、審査請求人は、審査庁に対し、反論書を送付した。
15　令和７年２月１４日、審査庁は、前記反論書を受理した。
16　令和７年２月２５日、審査庁は、「審理手続の終結等について」（令和７年２月２５日付け６長与総第１４０４号）により、審査請求人に対し、審理手続の終結の旨を通知した。
17　令和７年３月７日、審査庁は、本件審査請求に対する裁決について、当審査会に諮問し、同月１０日、審査請求人に対し、当該諮問を行った旨通知した。

審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次の点を主張し、本件処分は違法又は不当であるとして、その取消しを求め、本件非開示箇所の全てを開示することを求めるものである。

⑴　本件処分における非開示とした部分及び理由の提示について

本件処分が本件非開示箇所を「個人が識別される箇所」と表現するならば、その理由は、条例７条２号該当性に基づき提示されなければならない。実施機関は、弁明書第３－１－⑸において、「個人識別情報の該否に係る他の情報との照合可能性については、本件処分においては考慮していない」とするが、考慮すべきである。

また、本件処分の理由が条例７条７号イであることを認めたとしても、本件処分における非開示理由の提示は、単に同号イの規定を転記したに過ぎず、不十分である。「長与町情報公開条例に基づく処分に係る基準」（以下「審査基準」という。）によれば、同号イを根拠として非開示とする場合には、漠然としたおそれではなく強い蓋然性がなければならないとあるが、非開示とした各部分、すなわち当該交際費の各支出相手方を公にすることにより、町のどのような事務において、どのような支障を及ぼすおそれがあるかを、個別の背景、事情等を踏まえて具体的に提示する必要があるが、それがなされていない。

⑵　本件非開示箇所について

ア　「町政功労者の逝去」及び「町政功労者の親族の逝去」に係る交際費支出相手先欄について、当該箇所に記載される情報は、日付が開示されていることから、新聞の訃報欄と照合することで明らかになる情報であるため、開示されるべきである。

イ　令和６年５月１３日の「国政要望に係る協議時手土産」に係る交際費支出相手先欄について、当該箇所に記載される情報は、国交省の役人であり職名であるため、開示されるべきである。

ウ　令和６年７月３０日の「町政協力者へのお礼」に係る交際費支出相手先欄について、町に対して協力する立場の者であれば、積極的に開示されるべきである。

エ　令和６年９月１８日の「国民スポーツ大会（太極拳）出場報告」は、新聞の地方欄、テレビの地域版その他の情報と照合することにより、容易に個人を特定することができるため、開示されるべきである。

オ　また、実施機関は、弁明書において、非開示とした審査過程に関し、交際費の各支出項目に係る各贈呈について、「贈呈の事実はともかく、具体的な金額等が不特定の者に知られ得る状態でされるものとは通常考えられない」ことをもって条例７条７号所定の非開示情報に該当する旨主張するが、非開示とした箇所は個人の氏名のみであり金額は開示されているのであって、この点、非開示の理由としては妥当していない。

２　実施機関の主張

実施機関は、弁明書において、本件処分は次のような認識と判断によるものであって、審査請求人の主張には理由がないことから、本件処分には違法又は不当な点はない旨を主張している。

⑴　本件対象文書について

本件開示請求に係る対象文書として、実施機関は、「交際費現金出納帳（令和６年１月～同年１０月分）」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

本件対象文書は、「出納番号」、「（出納）月」、「（出納）日」、「支出項目」、「内容」、「開催実施日等」、「資金前途額」、「支出金額」、「現金残高」、「予算残額」、「備考（出席者・支出先等）の（町側）」及び「備考（出席者・支出先等）の（相手側）」欄により構成される。このうち、「備考（出席者・支出先等）の（相手側）」欄（以下「交際相手方欄」という。）には、町長の交際費の支出相手先を記録している。

⑵　本件処分における非開示とした部分及び理由の提示について

本件処分における非開示とした部分の記載について、当該部分は、非開示情報に該当すると決定した部分の総括的・類型的な表現として「交際費の支出相手先の個人が識別される箇所」と記載したのであり、条例７条２号該当性を表示するものではない。

本件処分は、条例７条７号に該当する旨判断の上、本件非開示部分を決定したが、同号該当性判断に当たっては、町長の交際に関する情報を開示することにより、当該交際事務の目的が損なわれるおそれがあるかどうか、当該交際事務又は将来の交際事務の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるかどうかなどによって決定すべきものである。そして、当該おそれがあるかどうかは、相手方の氏名等の公表、披露等が予定されていないような交際事務であって、当該交際の相手方が識別されるような文書が開示されることにより、当該相手方の氏名等や支出金額が明らかにされることになれば、当該交際の相手方との信頼関係あるいは友好関係を損ない、交際それ自体の目的に反し、ひいては交際事務の目的が達成できなくなるおそれがあり、また、町長の交際事務の公正又は円滑な執行に支障が生ずるという点において判断するものである。

なお、本件非開示箇所中に条例７条２号該当性を有する部分があることを認めるが、本件処分は、第一に同条７号に該当することにより決定したものであり、同条２号該当性を有する旨の理由の提示を補充したとしても、本件処分の内容は結論において変わらないのであるから、この点において本件処分の取消事由にはならない。

⑶　本件非開示箇所について

第２－２－⑵の非開示箇所に係る各交際について、当該各交際に係る交際費の支出は、いずれも、支出の要否や金額等が町と当該各交際相手方との関わり等を斟酌して個別に決定されるものであり、当該各交際が行われた事実はともかく、その具体的金額までが当該各交際の関係者以外の不特定の者に知られることは通常考えられないから、当該各交際相手の氏名等の公表、披露等が予定されていないというべきであり、条例７条７号所定の非開示情報に該当すると解する。

理　　由

実施機関は、本件審査請求に対し、長与町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申に基づき審査を行った結果、主文のとおり裁決する。裁決の理由は、審査会の判断と同様であるので、当該答申の写しをここに添付する。

長与町長　　吉　田　愼　一

（教示欄）

１　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、長与町を被告として（訴訟において長与町を代表する者は長与町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、長与町を被告として（訴訟において長与町を代表する者は長与町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

２　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔答申書添付　略〕